

<執務室>

具体例

- ・重ね着
- ・膝掛けの利用
- ・名札、職員バッジの着用
- ・ノーネクタイも可(TPO等を踏まえ各職員の判断)



<議会对応>

具体例

- ・上着を着用
- ・ネクタイ
- ・重ね着は可(各職員の判断)
- ・名札、職員バッジ、説明員バッジ・連絡員バッジの着用



<留意事項>

- 年間を通じた執務内での自由な服装での勤務は、特定の期間に限らず、職員の省エネ行動の促進につなげるとともに、暑さや寒さをしのぎやすくし、働きやすい職場環境づくりを進めていこうとするもの。
- 自由な服装での勤務は、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としており、周囲や外部の方に不快感や違和感を与えることを決して許容するものではないこと。
- 服装の乱れ等とみなされることは、厳に慎むべきものであり、来庁者などから不適切との意見が寄せられるおそれがある場合などは、速やかに管理職による改善指導を行う。